

平成 26 年 11 月 18 日

各 位

本店所在地 山口県宇部市西本町二丁目 14 番 30 号
社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 代表取締役社長 松崎 常男
(コード番号：3814)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 河原 克樹
電 話 番 号 0836-39-5151 (代表)
U R L <http://www.afs.co.jp/>

平成 26 年 11 月 12 日付開示の「第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正の経過（2 回目）及び当社の見解について

平成 26 年 11 月 14 日に開示いたしました「平成 26 年 11 月 12 日付開示の「第三者割当による新株式の発行および主要株主並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正の経過」の本日時点での経過及び当社の見解についてご報告いたします。

記

I.堀江監査役に対して 11 月 14 日に書面において以下の質問をしたところ、平成 26 年 11 月 14 日付で意見書を受領しました。内容は以下に記載のとおりです。

1. 平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において、第 2 報議案「第三者割当増資の件」の決議の際に、なぜ意見を述べられなかったのか教えてください。
特に、有利発行に該当するの否かについてのご意見を記載ください。
2. 平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において、第 2 報議案「第三者割当増資の件」の審議中に「熟考しなければならない。」旨の発言を何度かされていますが、その発言の意味を教えてください。

平成26年11月14日

意見書

株式会社アルファクスフードシステム

監査役 堀江義光



ご照会の件につきご回答申し上げます。

1. 平成26年11月12日開催の取締役会第2号議案「第三者割当増資の件」決議に際して私堀江義光は「これは明らかに有利発行にあたる」と表明しております。今日、何を根拠としてこのような質問状が届いたのか全く理解できず憤激に耐えられません。ことの経緯についてご報告いたします。

11月11日（火）の監査役会において「有利発行かどうか」の判断を求められましたが本件に関する資料、第三者委員会の意見書などの書類は当日早朝にメールされたばかりであり充分読み込んでから判断するべきと思いつつ午後3時半すぎ溝部常勤監査役に「明らかに有利発行であり断固反対する」旨伝えました。

翌12日（水）の取締役会で議長の松崎氏より再度意志確認があり「明らかに有利発行であり断固反対である。すでに前日、溝部常勤監査役にその旨伝えてある」と回答し、議長は常勤監査役に席上確認をいたしました。

「明らかに有利発行にあたるので断固反対である」考えは現時点でも全く変わらないことを再度表明いたします。真実と異なる報告を投資家向けの情報として開示されたことは極めて遺憾であります。開示前に監査役である私に確認する慎重さが欲しかったと残念でなりません。誤った情報が流布された責任は大きいと考えます。

算定基準価格が「1か月間の平均」から「前日価格」に基準変更され総額で約2000万円の変動をみたのですが、その時点でも「有利発行に当たり断固反対である」ことは明確に表明しています。

質問状の「なぜ意見を述べられなかったのか？」の根拠となった資料、ならびに原資料（議事録など）をお教え頂きたいものです。

流通量の少ない小型株の基準価格は出来るだけ長期間を取ることが望ましいのでバイアスのかかり易い基準の変更については詳細な説明があつてしかるべきと思料いたします。

2. 同日開催の取締役会において、第2号議案「第三者割当増資の件」の審議中に「熟考しなければならない」の発言の意味するところは以下の通りです。

そもそも経営というものは経営ビジョンに基づき事業計画を立て、戦略、戦術に落とし込み、そのプロジェクトの蓋然性を吟味しその後に財務諸表、キャッシュフローへの影響をも検討し、資金計画を立てるものなのです。

調達の方法として自己資金、借入、社債、リース、増資など多くの選択肢を比較検討し最適の方策を選ばなければなりません。

もし増資という方策をとる場合でも公募か均等割り当てか第三者割当いずれが最適かを「熟考する」という意味であります。

II.上記意見書に対して、①「いつの時点で「有利発行にあたる」旨の発言をされたのか」、②「有利発行と主張する具体的な理由」を求めたところ、以下の内容で回答書を平成26年11月17日付書面で受領しました。

代表取締役社長 松崎常男殿

ご照会の件に関しご回答申し上げます。

① 「福田取締役による変更後の発行条件の説明のあと、いつの時点で「有利発行にあたる」旨の発言をされたのか証跡とともにお示し下さい。

① につきご回答いたします。

「前日終値に変更した」という福田氏の説明のあと「有利発行にあると発言をしたと記憶しています。

それに先立つ長時間の議論でも「有利発行に当たるので反対である。」と複数回に亘って表明しています。

繰り返し「有利発行に当たる。反対である。」旨発言しており、議事録も載っていないので証跡は出し得ないのです。

② 「貴職は有利発行と主張するにあたり、何ら具体的理由も意見書において示しておられません。当社としては、貴職が有利発行と主張する具体的理由をお示しいただきたいと思えます。」

② につきご回答いたします。

11月11日、監査役会終了後夜、溝部氏から議事録、意見書原案のメールをいただきました。私は私用で帰宅が遅くなり、溝部氏へのご連絡は深夜になったように記憶していますが意見書には「有利発行に当たる。」表現が漏れていたのを追加で書き込んで下さいと要請しました。(11日15時40分ごろ電話では「有利発行にあたるので反対である。」と伝えていたので議事録には明記されていません。)

翌12日取締役会終了後(15時20分ごろ)「意見書」に修正箇所を手書きしたものを溝部氏に渡してあります。「議事録」に手書き修正したものも同時に手交しました。

理由は、繰り返しになりますが前日終値、1か月、3か月、6か月をとった場合を比較して、会社側の利益の観点から本件は「有利発行にあたる」考えたのです。

流通量の少ない小型株の基準価格は出来るだけ長期間をとることが望ましいので、突然前日終値に変えたことの説明があつてしかるべきでした。(意見書に記したとおりです。)

以上ご報告申し上げます。

2014年11月17日

監査役 堀江義光

Ⅲ.以下に当社の見解等を記載いたします。

1. 当社が確認している事実を時系列に沿って述べると以下のとおりでございます。

- ① 平成 26 年 11 月 12 日の取締役会開始直後の席上、堀江監査役は、当初、11 月 11 日開催の監査役会において発行条件が 1 ヶ月平均を採用した第三者割当増資の案を前提に、「有利発行にあたる」旨の発言をしました。
- ② 第三者割当増資の議案の審議に入った際、福田取締役から、前日と発行条件の変更があり、日本証券業協会の第三者割当増資における取り扱いに基づき、取締役会決議前日の終値を基準として、0.9 を乗じた価額以上の価額となることを説明しました。この福田取締役からの説明を踏まえ、松崎代表取締役から「有利発行に当たらないと思う」旨の発言があり、松崎代表取締役から参加者に対し、意見表明を促し、溝部監査役は、松崎代表取締役に対して頷きましたので「異論がない」趣旨と解しました。なお、取締役会後の確認において溝部監査役は「はい」と述べたと回答しております。堀江監査役からは、大要「個別の問題はいいから、全体について熟議が必要」旨と述べて、有利発行とは全く関係無い発言を始め、「有利発行の点」及び、「発行の適法性の点」に関する発言や意見表明はありませんでした。
- ③ その後、堀江監査役は取締役会において発言をしておりますが、有利発行の点、および、発行の適法性の点に関する意見はなく、「熟議が必要」と繰り返し述べました。
- ④ 松崎代表取締役は、②の福田取締役の説明からおよそ 50 分程度経過した時点で、決議を取るべく、取締役各人に対して意思の確認をしたところ、田村取締役が反対しました。堀江監査役については、データセンターや事業計画全体に関する意見の表明はあったものの、有利発行に関する発言または意見の表明はありませんでした。

当社は、以上の経緯について、代表取締役松崎、取締役宇多田、取締役福田、取締役河原及び監査役溝部に再度確認するとともに、録音で事実を確認しております。

2. 堀江監査役の意見書に対する当社の見解

11 月 14 日付の意見書によると堀江監査役は「翌 12 日(水)の取締役会で議長の松崎代表取締役より再度意志確認があり、『明らかに有利発行であり断固反対である。すでに溝部常勤監査役にその旨伝えてある。』と回答し、議長は常勤監査役に席上確認しました」旨述べていますが、これは時系列でいうと、上記 1 の①の時点となります。

また、松崎代表取締役が、溝部常勤監査役に席上の確認を行ったのは、①の取締役会の開始からほどなくの時点で、第三者割当増資の議案審議に入る前となります。このような確認をした理由ですが、堀江監査役が、平成 26 年 11 月 11 日の監査役会の後に電話で溝部常勤監査役に対して「有利発行である旨の意見」を表明されたために監査役会における適切な手続き中のことではないことから、松崎代表取締役より事実関係の確認を行いました。

以上の次第で、堀江監査役が「明らかに有利発行であり断固反対する」旨発言をしたとの点は、②の福田取締役が発行条件について説明をした前の時点に限られますので、その後、有利発行であり、断固反対としたと主張しているのは、明らかに事実と異なっております。

次に、堀江監査役の「熟考しなければならない」との意見について、当社としては、11 月 12 日付の開示資料及び発行届出書に記載のとおり熟議を重ねたものであります。

ちなみに堀江監査役は、田村取締役から取締役会に提案された平成 26 年 10 月 15 日付のデータセンター建築計画の書面決議に対し、10 月 10 日の取締役会決議の時点では、他の取締役が、設備投資後の長期回収計画や資金の借入先及び返済計画、土地購入のこと（当社注：田村取締役が所有する土地の取得であるにも拘わらず第三者の評価が付されていないこと）などから反対し、同監査役も賛成していなかったにも関わらず、10 月 15 日に異議なく同意する旨を報告しました。

しかも、その後、田村取締役が大株主として10月24日付で当社に提案した定時株主総会及び臨時株主総会に関する議案において、定時株主総会、または、臨時株主総会の場で監査役を辞任し、取締役に就任する旨の記載があり、この事実について、当社は平成26年11月14日付の取締役会で、監査役辞任と取締役就任について受諾している旨確認しております。

この点、松崎代表取締役から、平成26年11月14日付の取締役会で、堀江監査役が、田村取締役のデータセンター建築案に賛成し、平成26年11月12日付取締役会におけるデータセンター建築案に反対している理由を明確にするよう求めたところ、「回答の義務はない。答える立場にない。」と回答しております。

以上のことから、当社としては、堀江監査役が当社の監査役として活動するにあたり、客観的な公正さを欠いているのではないかとの懸念を有しております。

3. 監査役一名が反対しているにも拘わらず、有利発行ではないと解した理由。

平成26年11月12日の取締役会において、福田取締役及び河原取締役から、取締役会参加者に対して、日本証券業協会の第三者割当増資における取扱いに関する指針に基づき取締役会決議前日の終値を基準として0・9を乗じた価額以上の価額であることなどから、有利発行ではないこと、および、適法性に関して有価証券届出書の記載を踏まえ問題ないことを説明し、その際、各取締役・監査役からの意見の表明を踏まえて、決議を行いました。

上記取締役会における第三者割当増資の決議の際に、堀江監査役は上述したとおり、福田取締役の説明を受けた後は、有利発行及び適法性についての意見を述べませんでした。そのため、堀江監査役が有利発行との理由で明確に反対しているとは考えませんでした。

その後、平成26年11月14日付で、堀江監査役より、「本件増資は有利発行であり、断固反対」との意見表明を受けておりますが、上述したとおり、当社としては、有利発行に該当しない点、および不適切な発行とならない点につき、議論を尽くして決議に至ったと理解しておりますし、その後、平成26年11月17日付で示された堀江監査役の理由が「前日終値、1ヶ月、3か月、6か月をとった場合を比較して、会社側の利益の観点から本件は『有利発行にあたる』と考えた」とするのみであり、会社法199条や過去の判例等を踏まえた内容ではなく、明らかに合理的な理由を欠くものと解されることから、有利発行には該当しないと判断し、取締役会の決議をもって本第三者割当増資を実施することは適法であると考えております。

以 上